

令和3年度 和光市男女共同参画年次報告書

令和5年1月

目 次

1 和光市の概況	1
(1) 人口・世帯	1
(2) 人口動態	3
(3) 結婚・離婚	4
(4) 教育	5
ア 小・中学校の状況	5
イ 中学校卒業後の進路状況	6
ウ 教育委員会の状況	7
(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）	8
(6) 女性相談	10
(7) 男女共同参画苦情申立て	11
(8) ひとり親家庭制度及び生活保護の状況	11
(9) 女性の就労状況	13
(10) 保育園の状況	15
(11) 健康・福祉	16
(12) 社会参画	17
(13) 市職員の状況	21
ア 市職員の構成	21
イ 市職員における子育て等制度の利用状況	23
2 第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況	25
(1) プラン施策体系	25
(2) 指標の進捗状況	27
(3) 事業の実施状況評価	28
資料	
体系別事業の実施状況	30

1 和光市の概況

図表の時点、期間については次のとおりです。

…年＝暦年（1月から12月まで）

…年度＝会計年度（4月から翌年3月まで）

…年…月/…年…月…日＝記載した期日を現在日とします。

（1）人口・世帯

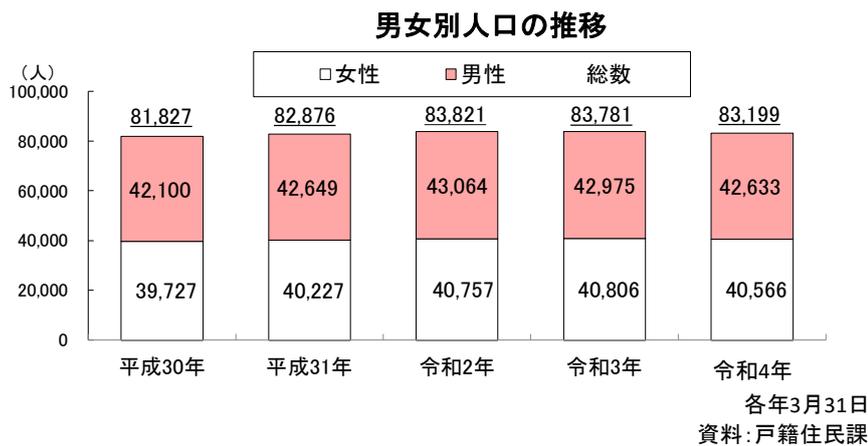
和光市の人口は、令和3年以降減少しています、人口に占める男女の比率はほぼ変化ありません。【※図表1】

年齢3区分別では、令和4年は前年と比較して、15歳未満が311人の減少、15～64歳が326人の減少、65歳以上が55人の増加となっています。【※図表2】

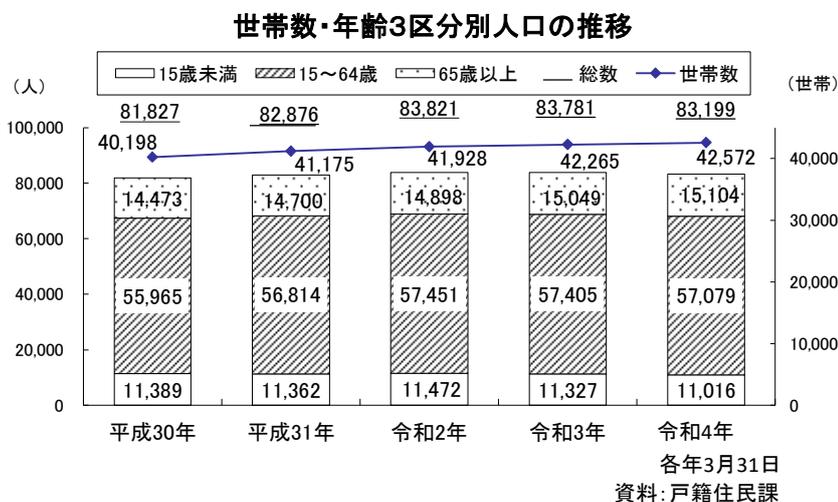
和光市の令和4年3月31日現在の年代別男女別人口を人口ピラミッドに表すと、「星型」となっており、20歳未満と60歳以上の人口が少なく、20～59歳の人口が多い都市型であることがわかります。【※図表3】

なお、令和4年1月現在、市内の平均年齢は42.3歳で前年に比べて0.4歳上昇しており、県内では戸田市に次いで低い状況を維持しています。また、和光市の外国人住民数は令和3年以降減少しており、令和4年は前年と比較して233人減少しました。【※図表4】

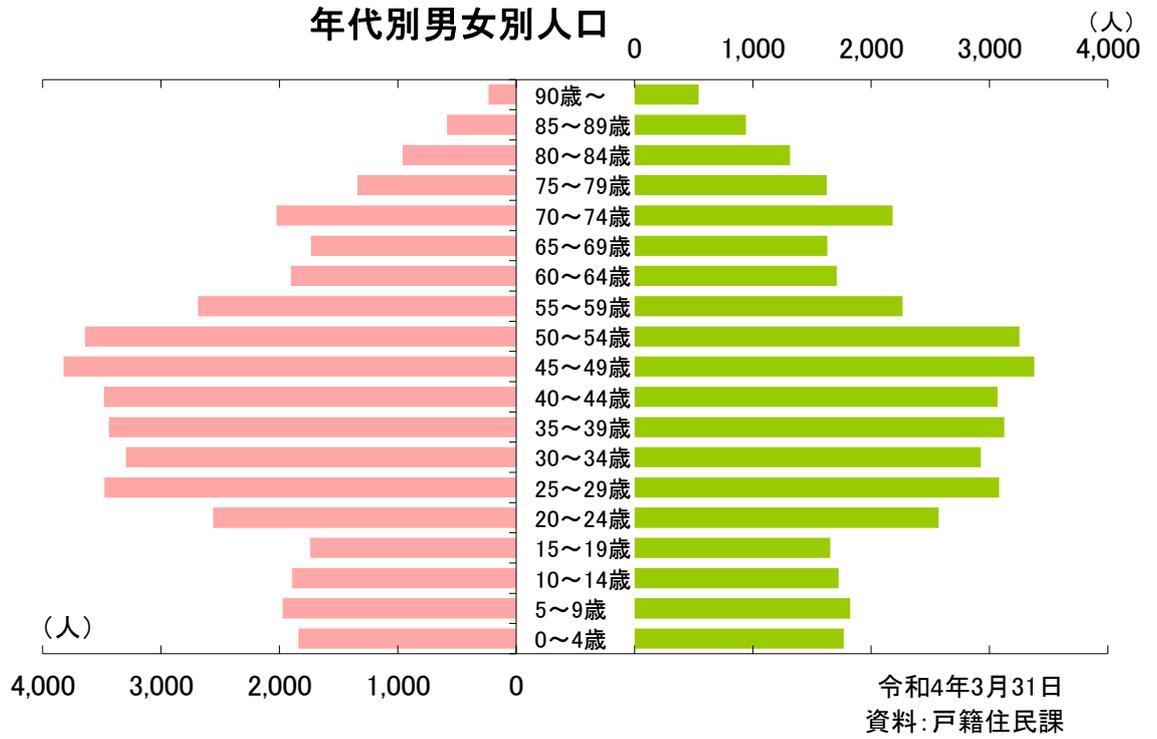
【図表1】



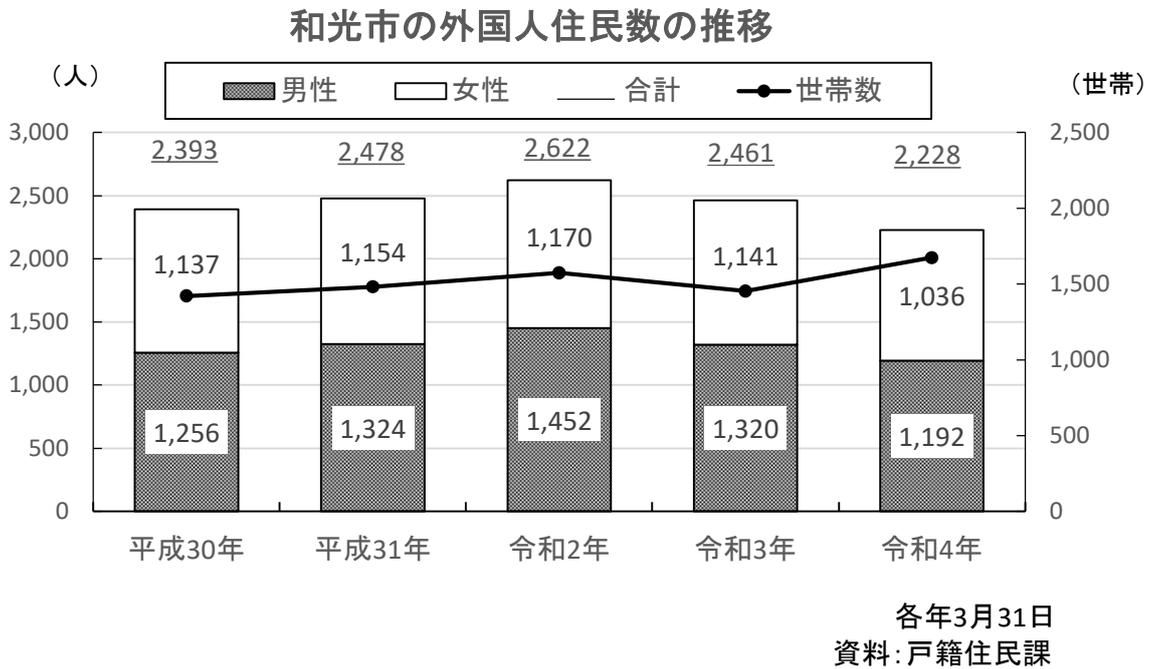
【図表2】



【図表3】



【図表4】



(2) 人口動態

令和2年の和光市の出生数は、前年に比べて56人減少しています。合計特殊出生率（※注1）は埼玉県より高くなっていますが、前年と比較して減少しています。【※図表5】

和光市の人口動態（※注2）の原因のうち、令和3年度は転入・転出による社会動態増減が大幅に減少しています。また、出生・死亡による自然動態増減も、令和3年度は前年に比べて減少しています。【※図表6】

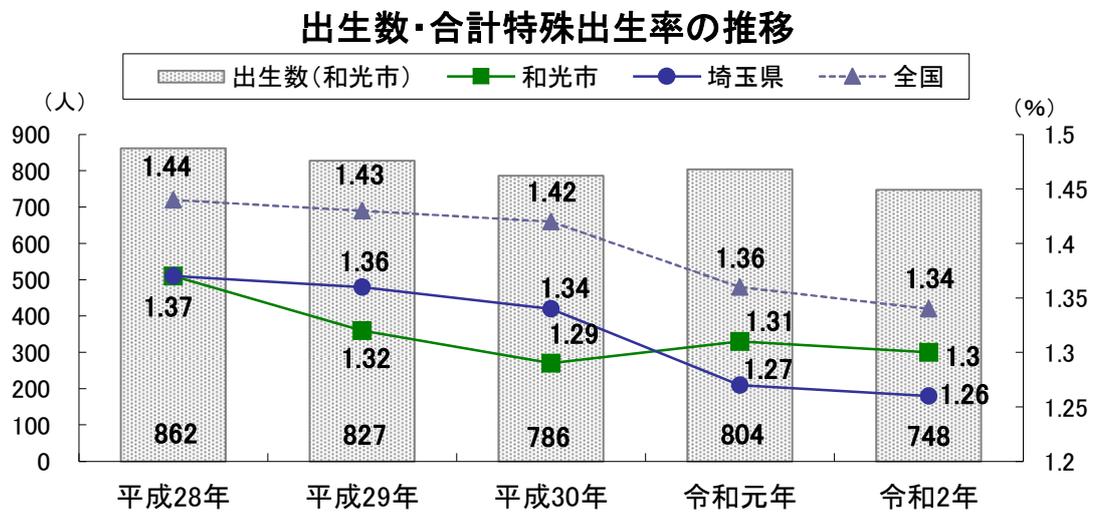
※注1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

※注2 人口動態

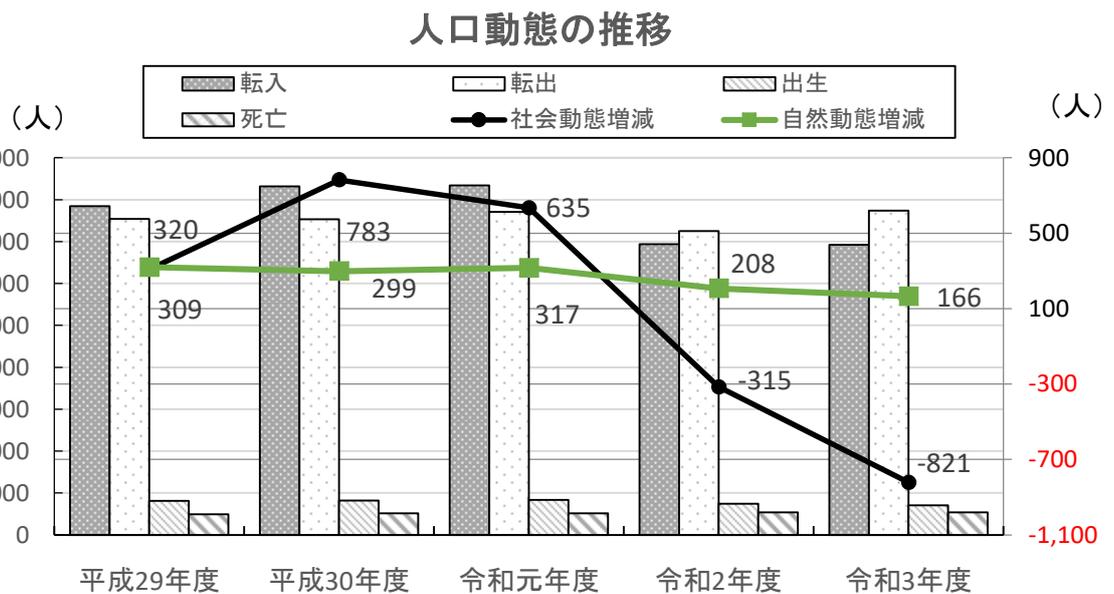
ある一定期間中における人口の変動のことです。出生、死亡、流入、流出などがその要因で、自然増加は出生数と死亡数の差、社会増加は流入（転入）数と流出（転出）数の差を指します。

【図表5】



資料: 埼玉県の人口動態概況(埼玉県保健医療政策課)

【図表6】



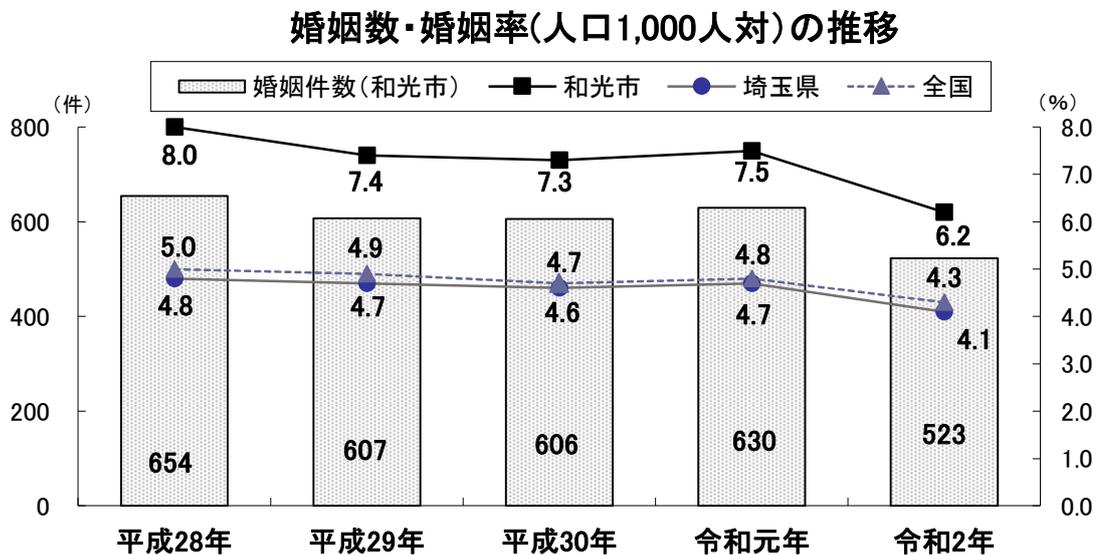
資料: 戸籍住民課

(3) 結婚・離婚

令和2年の和光市の婚姻件数は前年に比べて107件減少しています。婚姻率は、過去5年間を通して埼玉県及び全国の値を上回っている状態が続いています。【※図表7】

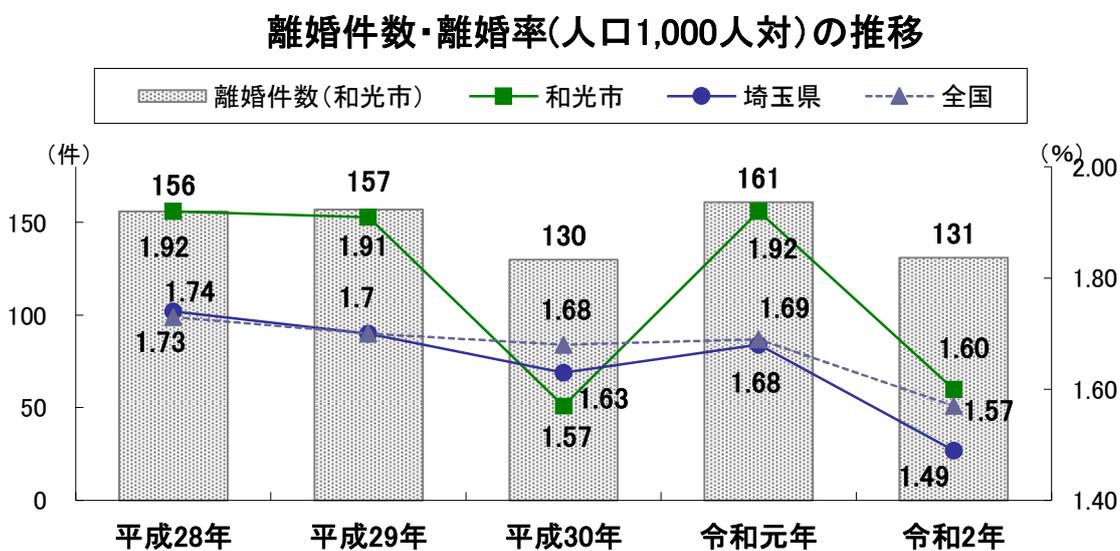
また、離婚件数も前年に比べ30件減少しています。【※図表8】

【図表7】



資料: 埼玉県の人口動態概況(埼玉県保健医療政策課)

【図表8】



資料: 埼玉県の人口動態概況(埼玉県保健医療政策課)

(4) 教育

ア 小・中学校の状況

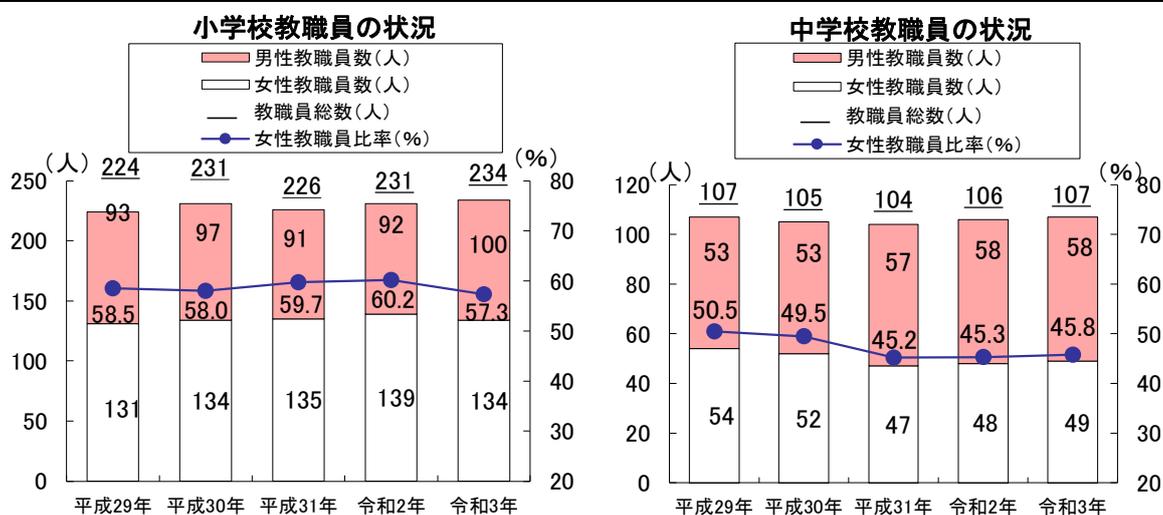
令和3年4月1日現在の市内小学校の女性教職員比率は50%を超えています。中学校では、45.8%となりました。【※図表9】

管理職教員の状況では、小学校では、令和3年は前年に比べ1名増加し、38.1%となっています。一方、中学校では前年は0名であった女性の管理職が1名となっています。【※図表10】

また、国内の教員全体に占める女性の割合は、小学校で62.4%（前年比+0.2%）、中学校で44.0%（前年比+0.5%）となっています。管理職教員に占める女性の割合は、小学校で校長が23.4%、教頭・副校長が30.1%、中学校で校長が8.7%、教頭・副校長が16.4%となっており、和光市と同様に、教育段階が上がるにつれ管理職教員に占める女性の割合は低くなっています。

【※図表11】

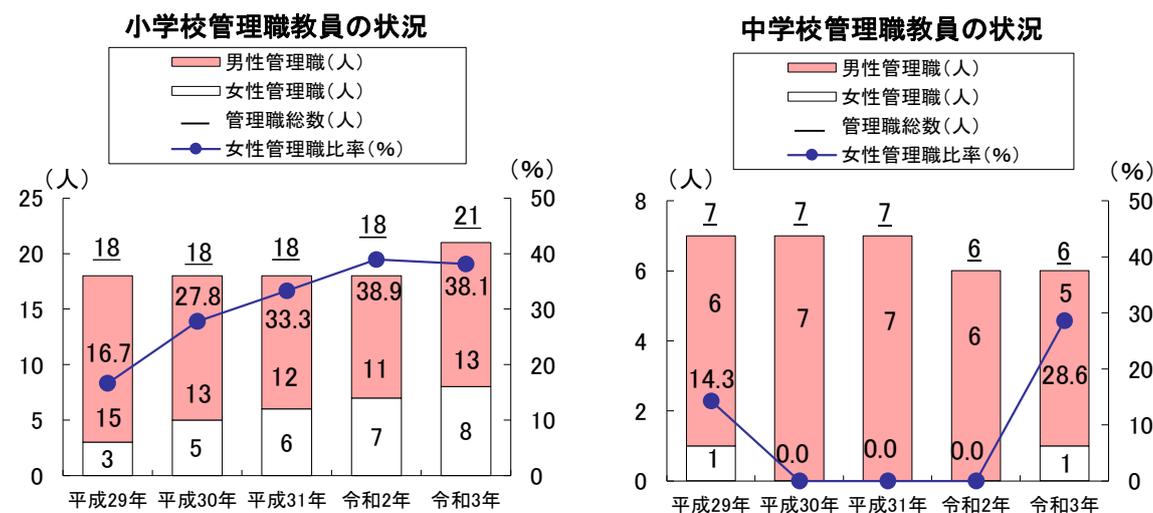
【図表9】



各年4月1日

資料:学校教育課

【図表10】

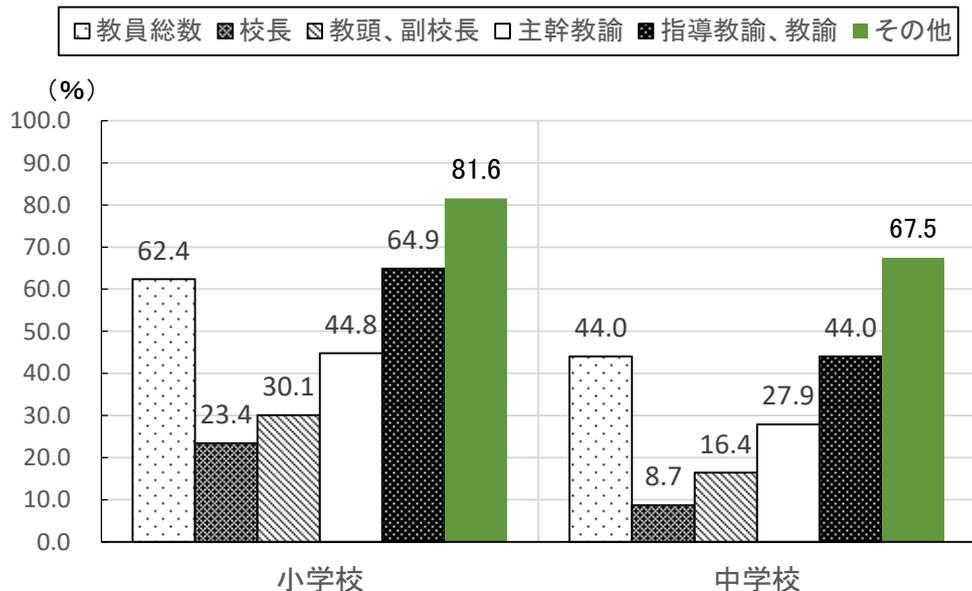


各年4月1日

資料:学校教育課

【図表 11】

本務教員総数に占める女性の割合(教育段階別)



資料:内閣府男女共同参画白書(令和3年度版)

イ 中学校卒業後の進路状況

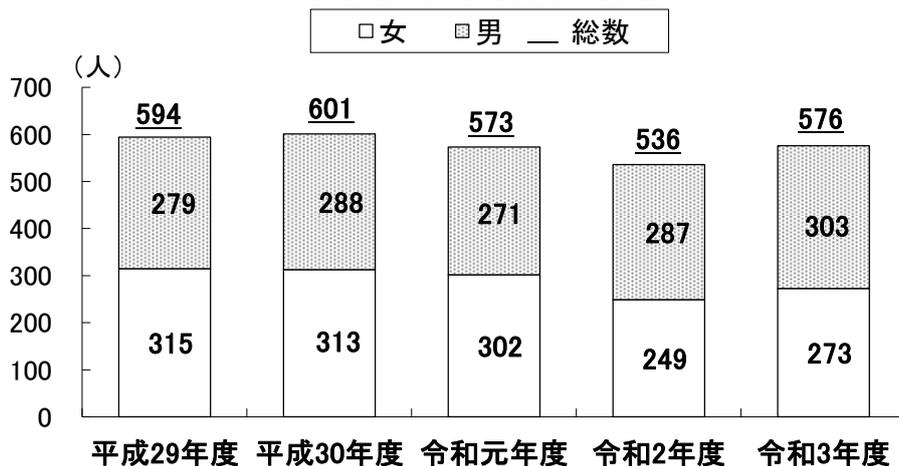
和光市の中学校卒業者に占める女子の人数は、令和3年度は前年に比べ24人増加しています。

【※図表12】

中学校卒業後の進路については、男子・女子ともに多くの生徒が県内の全日制公立高等学校へ進学しています。【※図表13】

【図表 12】

中学校卒業生数の推移



資料:学校教育課

【図表 13】

中学校等卒業後の進路状況

(人)

進学者	高等学校等	全日制	県内	国立	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
					男	女	男	女	男	女
					1	1	0	0	4	0
			公立	130	167	158	147	130	134	
			私立	65	52	72	40	79	55	
			計	196	220	230	187	213	189	
			県外	国立	1	1	0	1	1	2
				公立	2	1	2	0	2	2
				私立	51	65	43	56	67	55
				計	54	67	45	57	70	59
			計	250	287	275	244	283	248	
			定時制	2	3	1	0	1	0	
			通信制	15	8	6	3	15	18	
			中等教育学校 後期課程	0	0	0	0	0	0	
			高等学校別科	0	0	0	0	0	0	
			高等専門学校	2	0	0	0	0	0	
			特別支援学校	0	3	3	1	3	5	
			合計	269	301	285	248	302	271	
高等 外学 校			専修学校等(注1)	0	1	0	0	0	2	
			就職者	0	0	0	0	0	0	
			その他(注2)	2	0	2	1	1	0	
			合計	2	1	2	1	1	2	
		計		271	302	287	249	303	273	

資料: 学校教育課

(注1) 専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等

(注2) 進学希望、就職希望、海外進学、国内無認可校、一時的な仕事、家事手伝い、進路未定、不詳・死亡

ウ 教育委員会の状況

和光市の教育委員会では、令和3年10月現在、教育長及び4人の委員のうち女性委員は2人です。(前年同様)

(5) ドメスティック・バイオレンス (DV)

令和3年度に市役所で対応したDV相談件数は昨年より減少しています。【※図表14】

警察庁による調査では、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談受理件数は、配偶者暴力防止法の施行以来増加し続けています。【※図表15】また、埼玉県全体のDV相談件数は、平成30年度以降増加し続けています。令和2年度は前年より1,507件増加し、そのうちの約82%が市町村での相談受付となっており、DV相談の件数が増え続ける中、DV相談における市町村の役割の大きさがうかがえます。【※図表16】

【図表14】

DV相談件数

	市民活動推進課 相談件数 (内、女性相談+法律相談 件数)	地域包括ケア課		延べ件数 (実人数)
		相談件数 (実人数)	保護人数	
平成29年度	4(2)	59(24)	2	65(26)
平成30年度	12(5)	57(19)	0	69(24)
令和元年度	32(14)	39(13)	2	73(27)
令和2年度	56(19)	41(18)	0	97(37)
令和3年度	37(17)	25(15)	1	62(32)

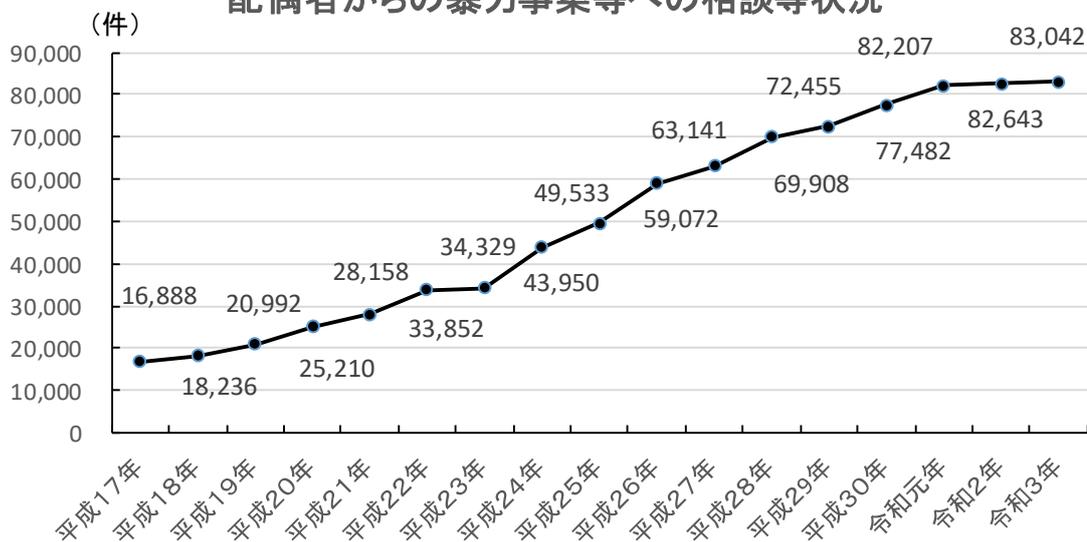
資料：市民活動推進課、地域包括ケア課

※保護人数

被害者が加害者からの暴力や追求から逃れるため家を出たいと思っても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合に、施設に一時的に保護した被害者の人数を示します。

【図表15】

配偶者からの暴力事案等への相談等状況

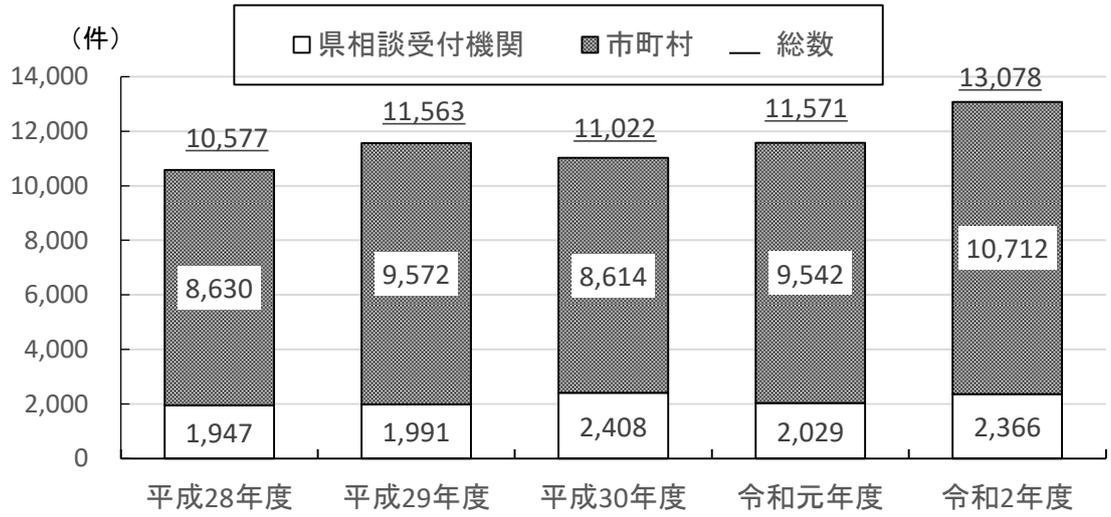


注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

【図表 16】

県全体でのDV相談件数



資料: 埼玉県DV防止基本計画(埼玉県男女共同参画課)

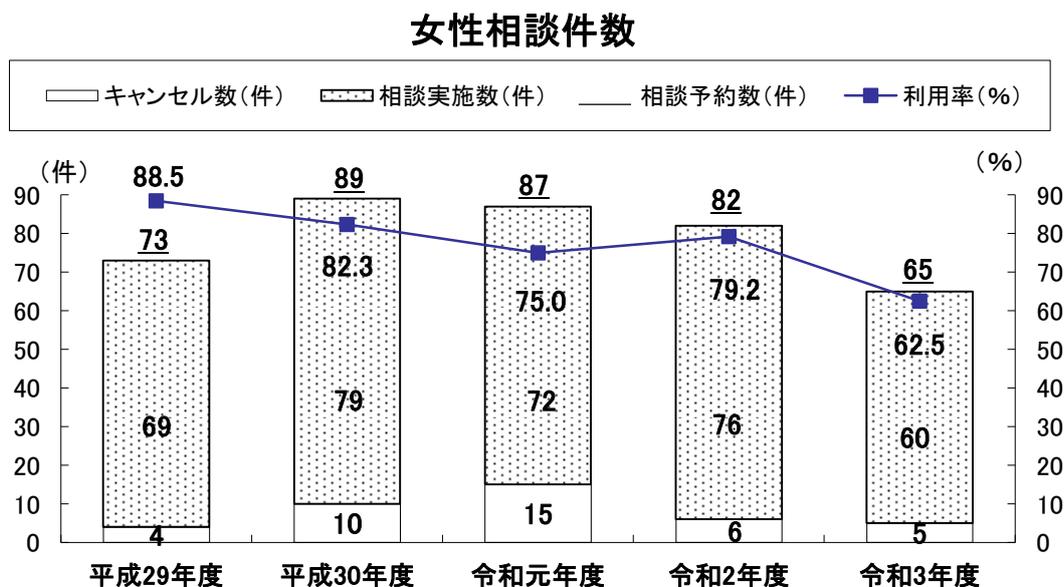
(6) 女性相談

和光市では、女性の様々な悩みに対応するため、毎月第2、4火曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を開設しています。

女性相談の実施件数は、令和3年度は前年より16件減少しました。【※図表17】

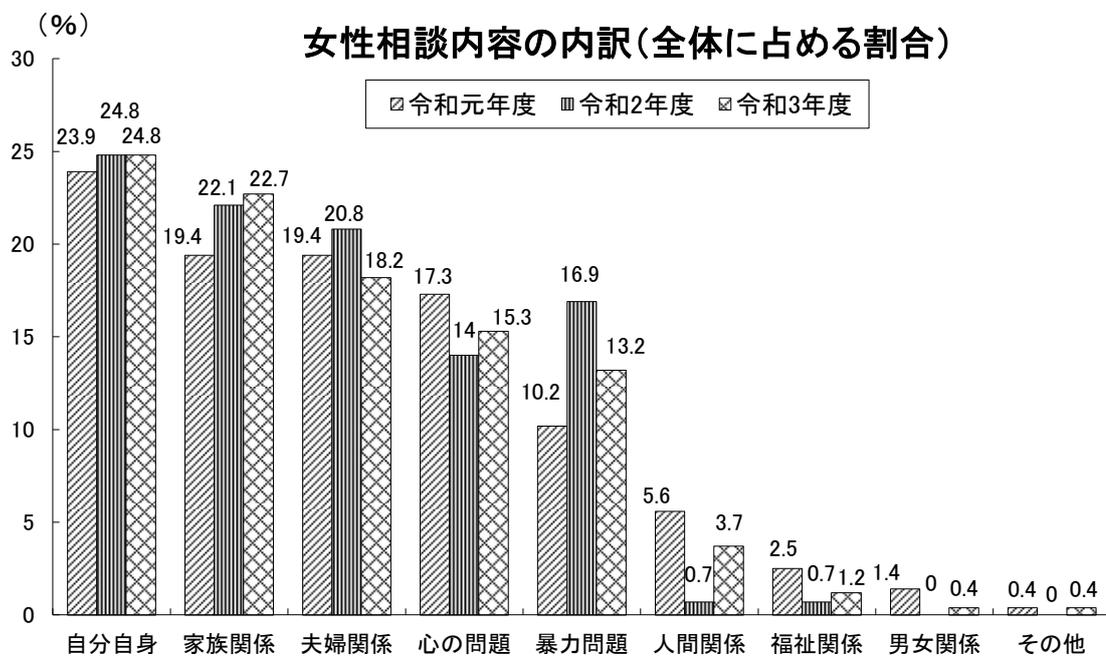
なお、女性相談内容の内訳は、「自分自身」に関すること（性格、生きがい、更年期、病気、生涯、妊娠出産、生き方等）が最も多く、次いで「家族関係」、「夫婦関係」、「心の問題」と続いています。【※図表18】

【図表 17】



資料: 市民活動推進課

【図表 18】



資料: 市民活動推進課

(7) 男女共同参画苦情申立て

和光市では、和光市男女共同参画推進条例に基づいて、平成17年4月1日から男女共同参画苦情等処理の窓口を設置しています。市は、「市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」についての苦情や、性別による差別的取扱い等、男女共同参画を阻害する人権侵害についての申立てを受けた場合、必要に応じて男女共同参画苦情等処理委員に調査を依頼し、その結果に応じて各種措置を行います。和光市の男女共同参画苦情等処理委員は、女性・男性各1人（大学教授、弁護士）です。

和光市では、申立て窓口の設置以降、令和4年3月31日現在で苦情申立件数は0件となっています。

(8) ひとり親家庭制度及び生活保護の状況

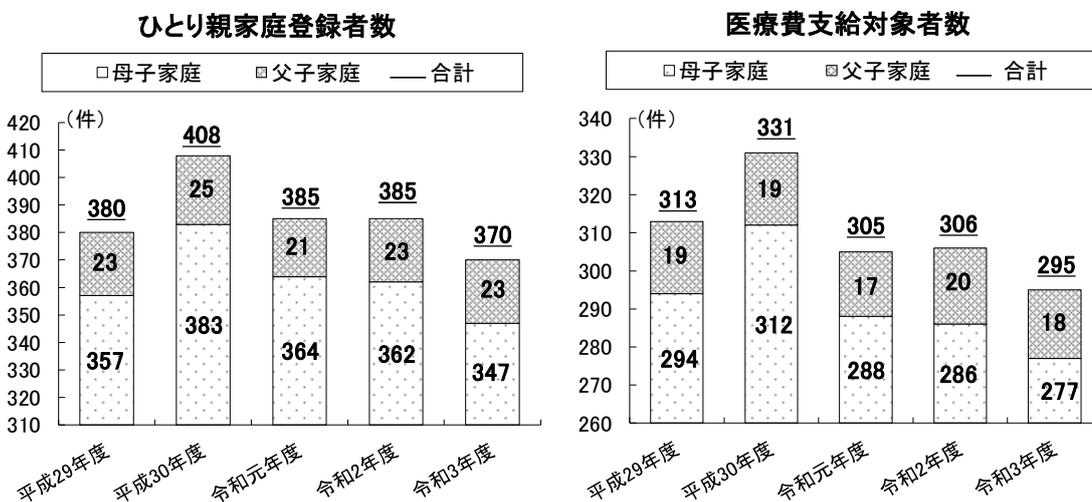
和光市のひとり親家庭制度の登録者数は、前年度より15件減少しています。また、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者数についても、前年度より11件減少しています。【※図表19】

児童扶養手当の支給対象者は、令和3年度は前年度に比べると8件減少しています。支給事由のうち最も多いのは「離婚」で、次いで「未婚」となっています。【※図表20】

また、生活保護法による被保護世帯は、令和3年度は前年度に比べて14世帯増加しています。【※図表21】

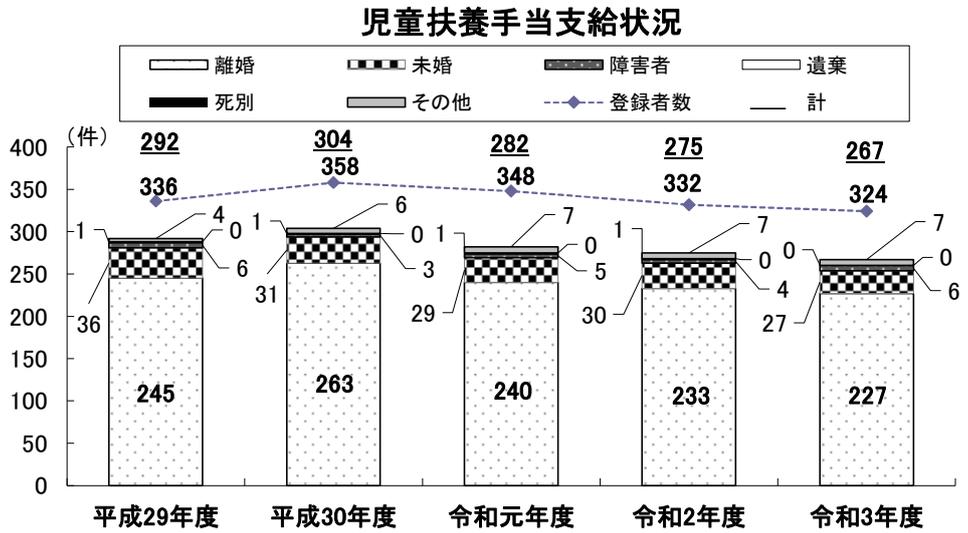
なお、被保護世帯のうち、母子世帯の占める割合は全体の約2.6%となっています。【※図表22】

【図表19】



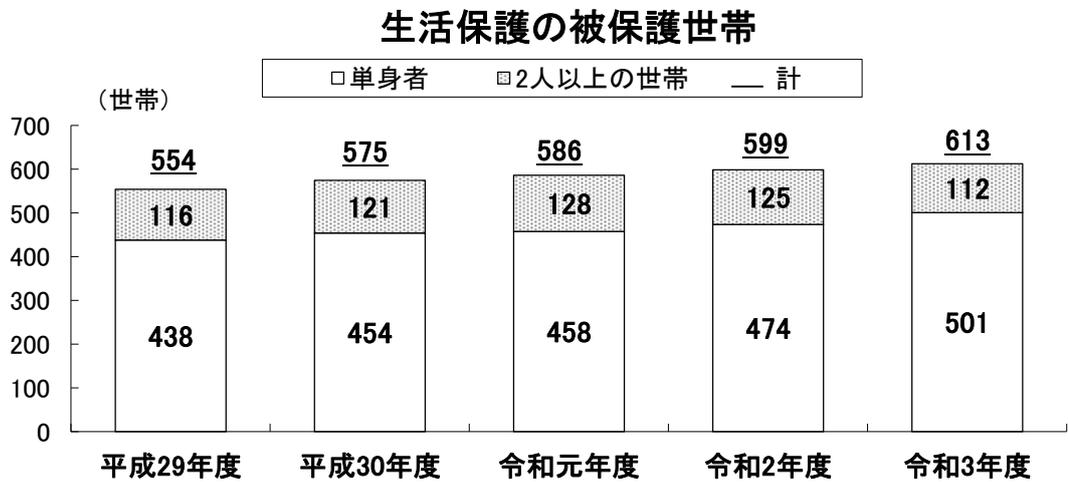
資料:ネウボラ課

【図表 20】



資料: ネウボラ課

【図表 21】



資料: 社会援護課

【図表 22】

生活保護世帯の内訳

(世帯)

	単身者					2人以上						計	
	高齢者	障害者	傷病者	その他	合計	高齢者	母子	父子	障害者	傷病者	その他		合計
平成29年度	282	40	52	64	438	42	20	1	6	13	34	116	554
平成30年度	289	46	58	61	454	48	19	2	9	9	34	121	575
令和元年度	291	52	57	58	458	50	22	2	10	7	37	128	586
令和2年度	293	59	68	54	474	49	21	0	11	9	35	125	599
令和3年度	309	74	79	39	501	44	16	0	9	10	33	112	613

資料: 社会援護課

(9) 女性の就労状況

日本の女性の労働力率（※注1）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にありましたが、近年そのカーブは以前に比べて浅くなってきています。また、M字カーブの底となる年齢階級も上昇してきています。これは、結婚・出産期に働く（又は働く意思を持つ）女性が増えてきており、また、結婚・出産期に当たる年齢階級が上昇してきていることを示しています。【※図表23】

和光市においてもM字カーブは浅くなってきていますが、M字カーブの底に当たる年齢階級（35～39歳）での労働力率は67.4%と、全国の同年齢階級での労働力率72.7%に比べて約5%低くなっています。【※図表24】

なお、総務省統計局の「労働力調査」によると、女性の就業希望者は171万人いると予測されています。求職していない理由としては「適当な仕事がありそうにない」と「出産・育児のため」が多く、仕事と出産・育児の両立が難しい現状を表しています。【※図表25】

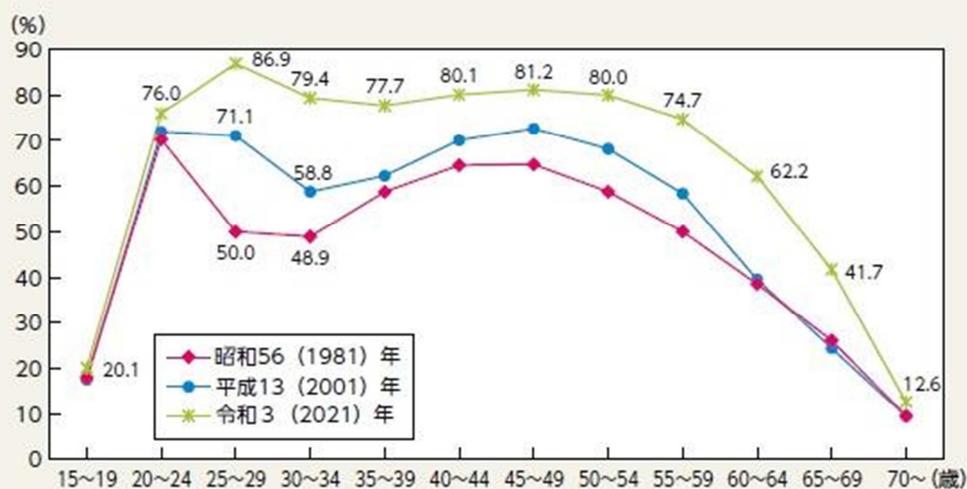
※注1 労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のことです。労働力人口とは、就業者と完全失業者（仕事がなかったが、就業が可能でこれを希望し、かつ仕事を探していた又は求職活動の結果を待っている者）を合算した人数です。つまり、労働力率とは人口に占める就業意思を持つ人の割合を示します。

【図表23】

2-4図 女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移

○女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）について昭和56（1981）年からの変化を見ると、昭和56（1981）年は25～29歳（50.0%）及び30～34歳（48.9%）を底とするM字カーブを描いていたが、令和3（2021）年では25～29歳が86.9%、30～34歳が79.4%と上昇しており、以前よりもカーブは浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇。



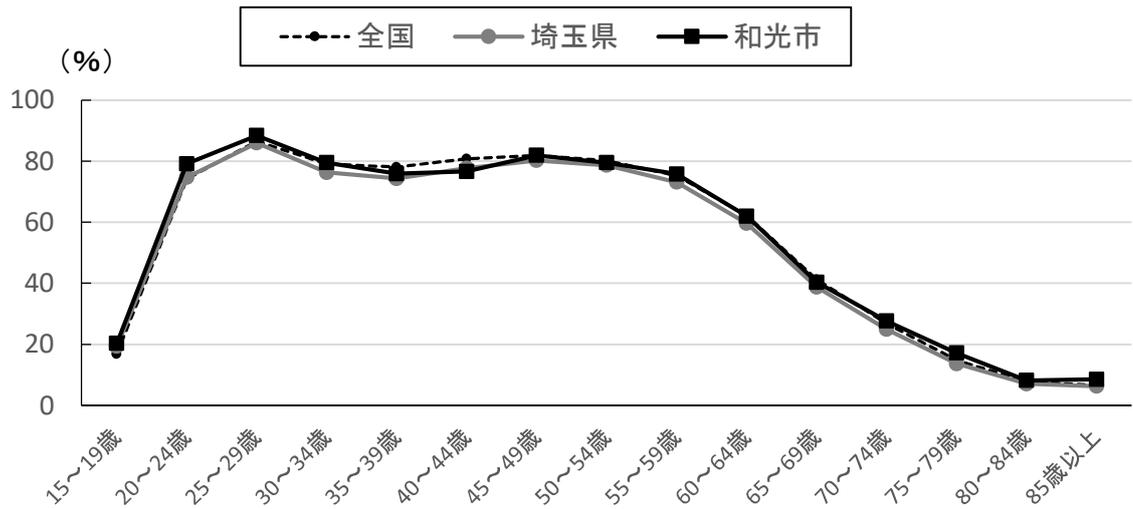
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

2. 労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。

資料：内閣府男女共同参画白書

【図表 24】

女性の年齢階級別労働力率(令和2年度)

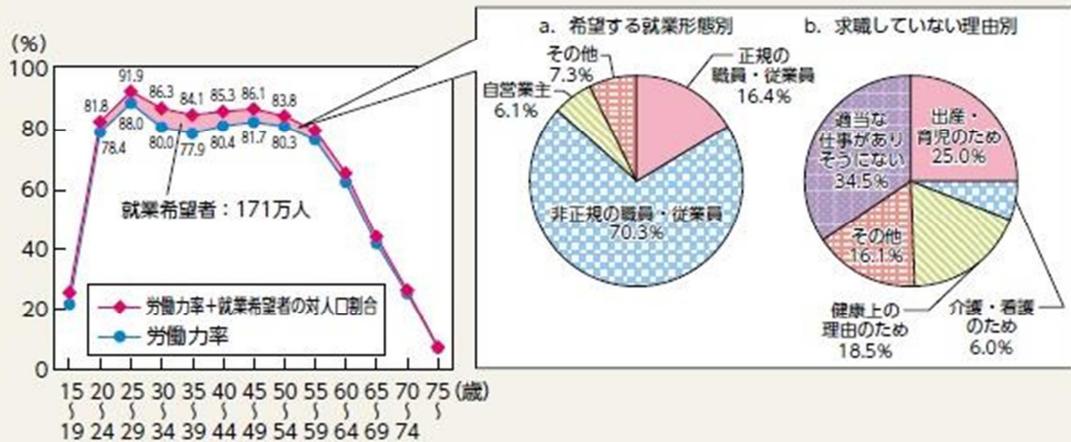


資料:総務省統計局(国勢調査)

【図表 25】

2-9図 女性の就業希望者の内訳(令和3(2021)年)

○令和3(2021)年における女性の非労働力人口2,636万人のうち、就業を希望しながら求職していない女性は171万人。
 ○就業を希望しているにもかかわらず、現在求職していない理由としては、「適当な仕事がありそうにない」が最も多く、34.5%となっている。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和3(2021)年)より作成。
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、(「労働力人口」+「就業希望者」) / 「15歳以上人口」×100。
 3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。
 4. 割合は、希望する就業形態別内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

資料:内閣府男女共同参画白書

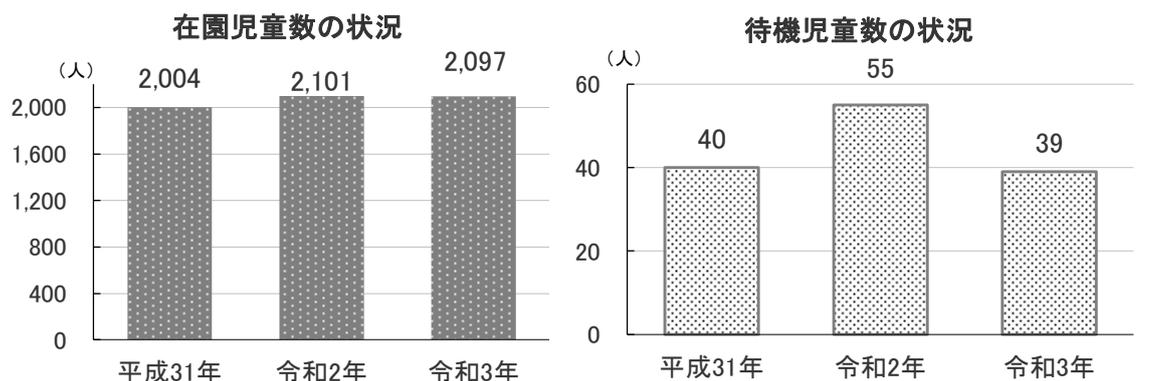
(10) 保育園の状況

和光市内の保育園は、令和2年度から開始した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童解消に向けた基盤整備を続けています。

市内保育園の在園児童数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあり、前年と同水準で推移しています。令和3年度の待機児童数は、認定こども園の新設等により、前年に比べ16人減少しています。【※図表26】

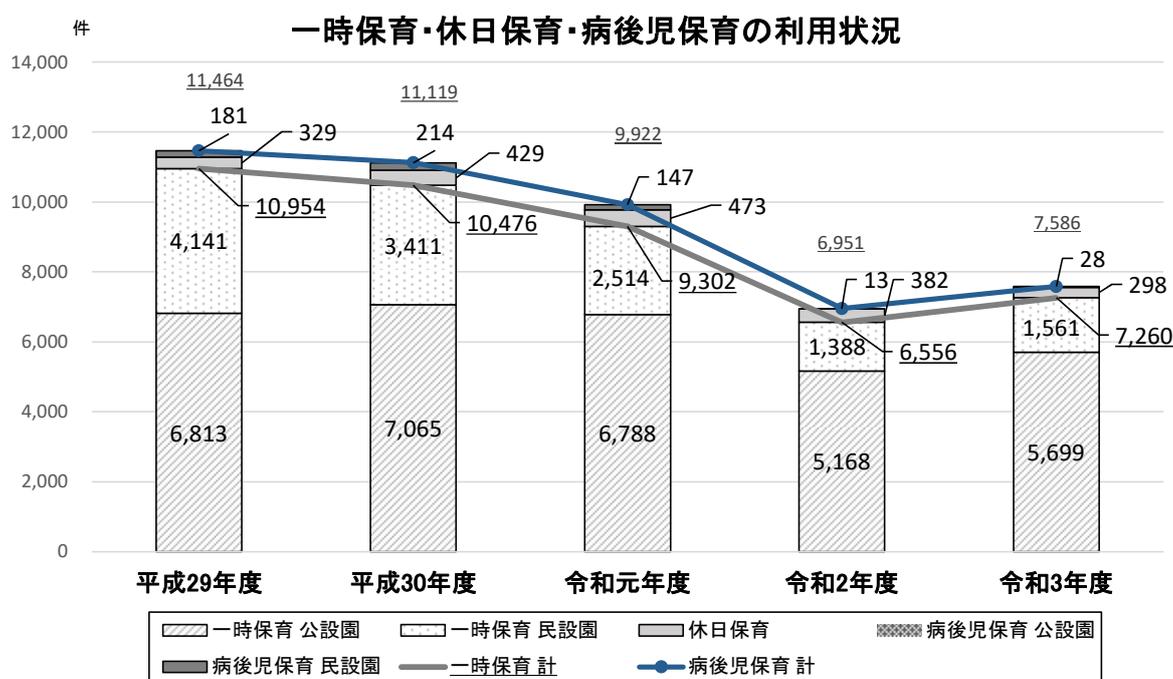
また、市内保育園における一時保育・休日保育・病児保育の合計利用者数は前年に比べ増加傾向となっています。一時保育等の利用者増加の要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束傾向にあったこと、施設内での感染防止対策の徹底により、利用者が安心して利用できる環境が整っていたことによるものと考えられます。【※図表27】

【図表26】



各年4月1日
資料: 保育サポート課

【図表27】



資料: 保育サポート課

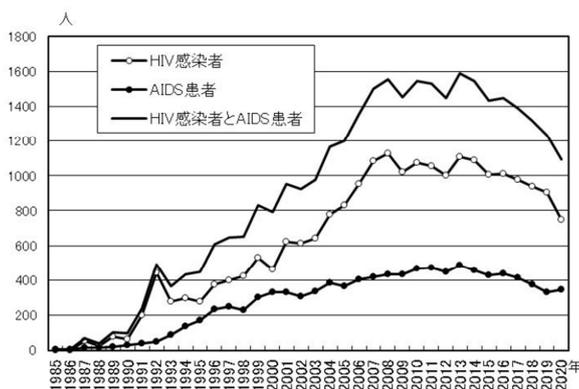
(11) 健康・福祉

厚生労働省エイズ動向委員会によると、新規 HIV 感染者及び AIDS 患者報告数は 2013 年をピークに減少傾向となっており、年齢階級別の新規 HIV 感染者の罹患率では、25-34 歳に占める割合が高い傾向が続いています。【※図表 28】 HIV 感染者及び AIDS 患者の報告地別*推移を見ますと、埼玉県は横ばい傾向が続いています。【図表 29】

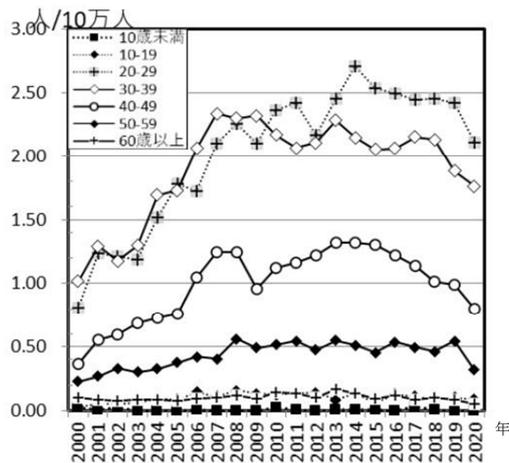
*HIV/AIDS 動向調査における報告地とは、検査された医療機関や検査場所であり、感染者及び患者の在住場所ではない

【図表 28】

新規 HIV 感染者及び AIDS 患者
報告数の年次推移



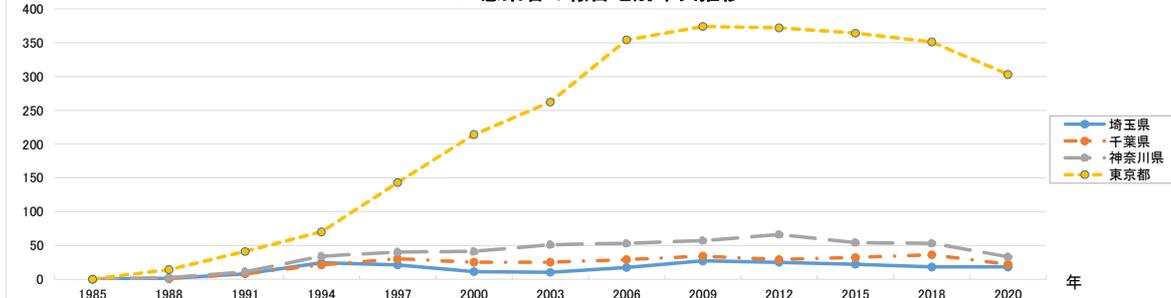
年齢階級別新規 HIV 感染者
罹患率の年次推移



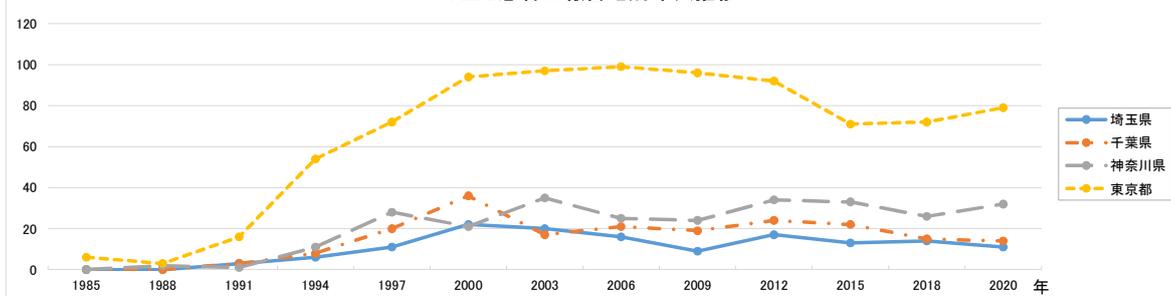
資料:厚生労働省エイズ動向委員会

【図表 29】

HIV感染者の報告地別年次推移



AIDS患者の報告地別年次推移



資料:厚生労働省エイズ動向委員会

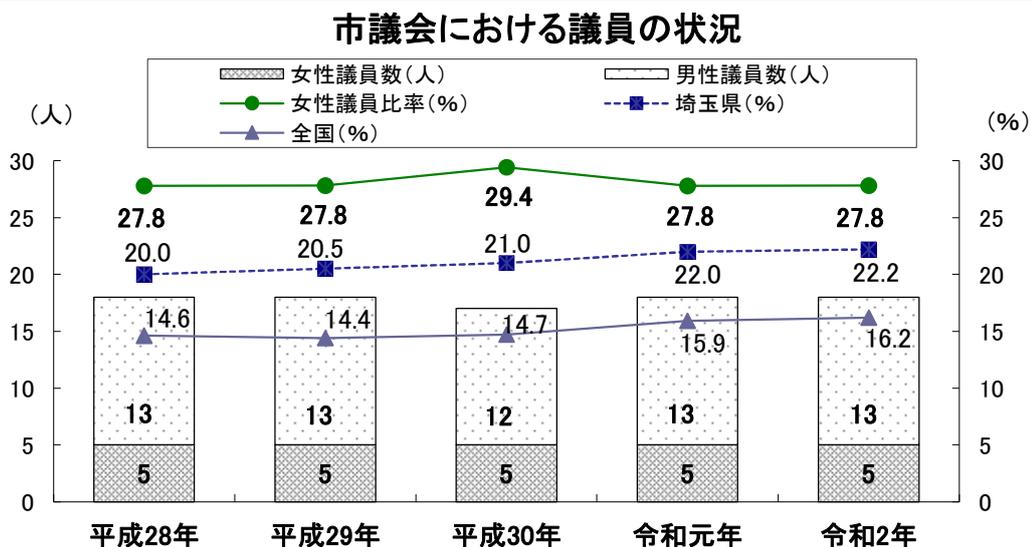
(12) 社会参画

和光市議会の議員に占める女性の割合は同様で、埼玉県や全国の割合を大きく上回っている状況が続いています。【※図表30】

内閣府の男女共同参画白書によると、地方議会における女性議員の割合は都市部で高くなっていることが読み取れます。また、すべての議会で女性議員の割合が上昇しています。【※図表31】

また、令和4年4月1日時点で地方自治法に基づく審議会等は28件あり、この審議会等の委員に占める女性の割合は、30.7%で前年より1.2%低くなっています。この割合は埼玉県においては高いものの、全国と比較すると低い傾向が続いています。【※図表32】

【図表30】



各年12月31日

資料: 議会事務局

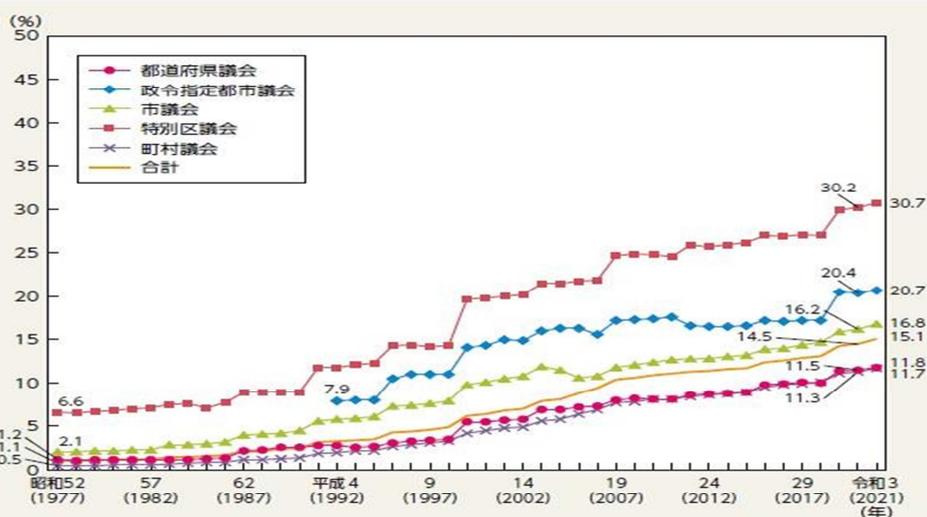
男女共同参画に関する年次報告(埼玉県男女共同参画課)

女性の政策決定参画状況調べ(内閣府)

【図表31】

1-5図 地方議会における女性議員の割合の推移

○令和3(2021)年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で30.7%、次いで、政令指定都市の市議会20.7%、市議会全体16.8%、都道府県議会11.8%、町村議会11.7%となっており、都市部で高く都部で低い傾向にある。



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数等」をもとに内閣府において作成。
2. 各年12月末現在。
3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

資料: 内閣府男女共同参画白書

【図表 32】

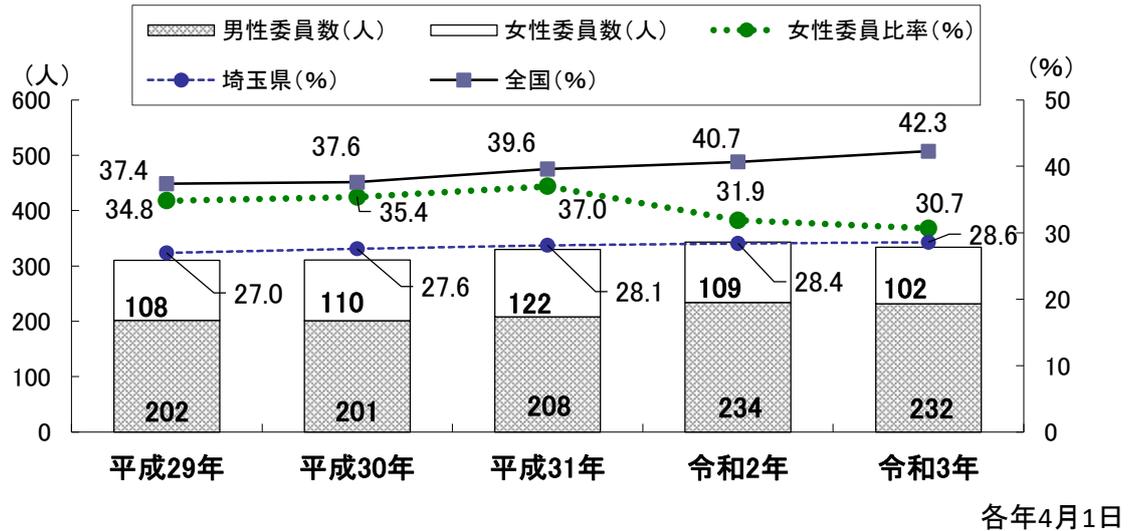
和光市審議会等の状況(地方自治法 202 条の 3 に基づく)

	審議会等名	担当課所等	令和4年4月1日現在			
			委員総数	女性委員数 (人)	男性委員数 (人)	女性委員 割合(%)
1	和光市都市計画審議会	都市整備課	11	2	9	18.2
2	和光市景観審議会	都市整備課	6	1	5	16.7
3	和光市下水道事業運営審議会	企業経営課	10	4	6	40.0
4	和光市水道事業審議会	企業経営課	9	2	7	22.2
5	和光市男女共同参画推進審議会	総務人権課	12	6	6	50.0
6	和光市社会教育委員会議	生涯学習課	15	8	7	53.3
7	和光市文化財保護委員会	生涯学習課	10	1	9	10.0
8	和光市公民館運営審議会	公民館	14	9	5	64.3
9	和光市図書館協議会	図書館	10	6	4	60.0
10	和光市青少年問題協議会	スポーツ青少年課	17	6	11	35.3
11	和光市スポーツ推進委員会議	スポーツ青少年課	14	3	11	21.4
12	和光市介護保険運営協議会	長寿あんしん課	15	5	10	33.3
13	和光市介護認定審査会	長寿あんしん課	20	8	12	40.0
14	和光市国民健康保険運営協議会	健康保険医療課	15	4	11	26.7
15	ヘルスソーシャルキャピタル審議会	健康保険医療課	10	4	6	40.0
16	和光市子ども・子育て支援会議	ネットワーク課	17	12	5	70.6
17	和光市環境審議会	環境課	10	1	9	10.0
18	和光市総合振興計画審議会	政策課	-	-	-	-
19	和光市市民参加推進会議	政策課	6	1	5	17
20	和光市情報公開・個人情報保護審査会	情報推進課	3	1	2	33.3
21	和光市個人情報保護審議会	情報推進課	8	2	6	25.0
22	和光市防災会議	危機管理室	33	7	26	21.2
23	和光市国民保護協議会	危機管理室	29	2	27	6.9
24	和光市民生委員推薦会	地域包括ケア課	7	2	5	28.6
25	和光市廃棄物減量等推進審議会	環境課	10	3	7	30.0
26	和光市開発行為等紛争調停委員会	建築課	3	1	2	33.3
27	和光市駅北口土地区画整理審議会	駅北口土地区画 整理事業事業所	10	1	9	10.0
28	和光市産業振興協議会	産業支援課	10	0	10	0.0
		計	334	102	232	30.5

令和4年4月1日

資料:総務人権課

審議会等における委員の状況



資料:総務人権課
男女共同参画に関する年次報告(埼玉県男女共同参画課)
女性の政策・方針決定参画状況調べ(内閣府)

男女共同参画に関する国際的な指数として、日本はHDI(人間開発指数)(※注1)が189か国中19位、GII(ジェンダー不平等指数)(※注2)が162か国中24位、GGI(ジェンダー・ギャップ指数)(※注3)が156か国中120位となっています。

HDIは前年と同順位ですが、GIIに関しては前年よりも27位順位を上げました。GGIについては、HDIやGIIに比べて著しく低くなっています。これは、健康や教育等人間開発の達成度では高い水準にありますが、政治や経済における意思決定に参加する機会等において、諸外国と比べて男女間の格差が大きいことが原因です。【※図表33】

※注1 HDI(人間開発指数、Human Development Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康的な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数のことです。具体的には平均余命、教育達成度、所得の変数から構成されています。

※注2 GII(ジェンダー不平等指数、Gender Inequality Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、人間開発の達成度における男女格差を示します。

※注3 GGI(ジェンダー・ギャップ指数、Gender Gap Index)

経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもので、各国の実際の資源や経済力のレベルではなく、それが資源や機会としてどのように男女に配分されているか、男女の格差を示します。

【図表 33】

男女共同参画に関する国際的な指数

HDI

(人間開発指数)

19位/189か国

2019年

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.957
2	スイス	0.955
2	アイルランド	0.955
4	アイスランド	0.949
4	香港	0.949
6	ドイツ	0.947
7	スウェーデン	0.945
8	オーストラリア	0.944
-	-	-
19	日本	0.919

GII

(ジェンダー不平等指数)

24位/162か国

2019年

順位	国名	GII値
1	スイス	0.025
2	デンマーク	0.038
3	スウェーデン	0.039
4	オランダ	0.043
4	ベルギー	0.043
6	ノルウェー	0.045
7	フィンランド	0.047
8	フランス	0.049
-	-	-
24	日本	0.094

GGI

(ジェンダー・ギャップ指数)

120位/156か国

2021年

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.84
5	スウェーデン	0.823
6	ナミビア	0.809
7	ルワンダ	0.805
8	リトアニア	0.804
-	-	-
120	日本	0.656

資料: 内閣府男女共同参画局
国連開発計画
世界経済フォーラム

(13) 市職員の状況

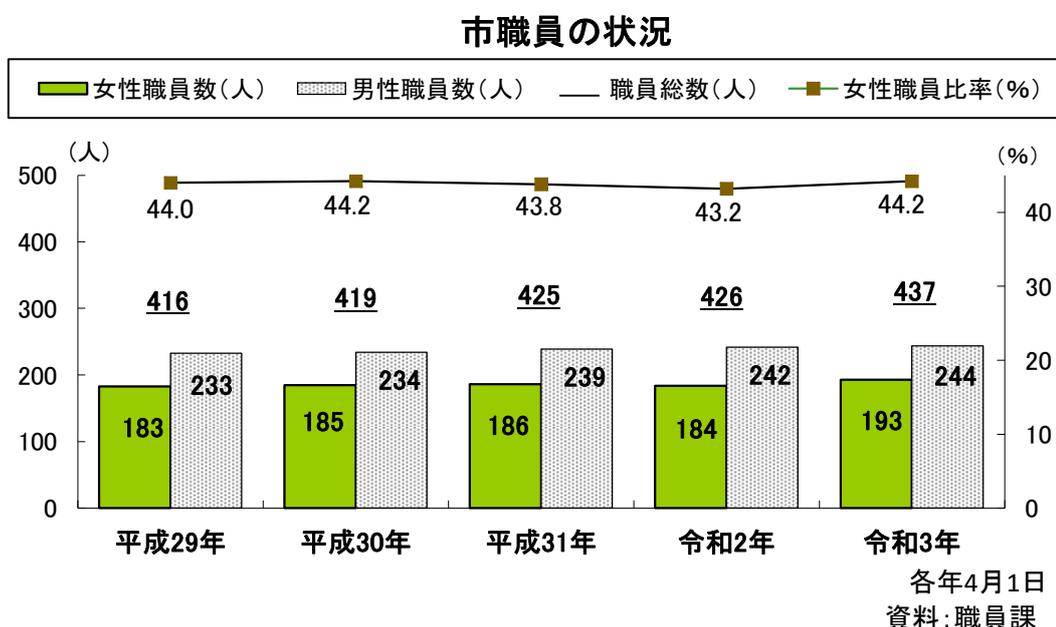
ア 市職員の構成

和光市の職員の状況は、令和3年4月1日に11名増えました。職員の総数に係る女性職員の比率は前年度よりも1.0%増えて44.2%となっています。【※図表34】また、市職員のうち指導的立場（主査級以上）にいる職員の割合は、令和3年4月1日現在、前年よりも1.3%増えて35.4%となっています。【※図表35】

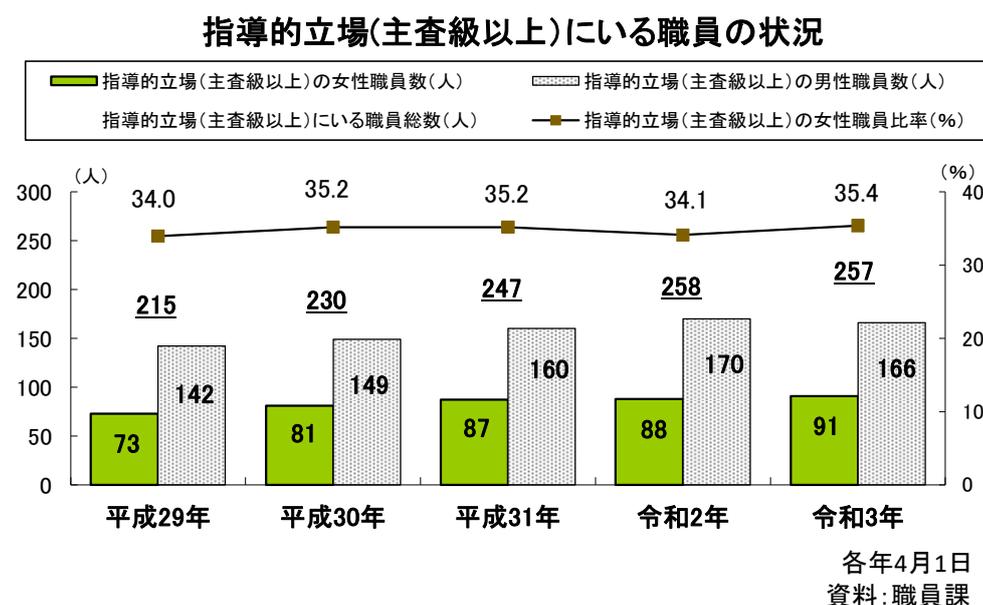
県内市町村における女性職員の割合に対して、和光市における割合は県平均を上回っています。また、同様に女性役付職員（係長級以上＝主査級以上）の割合についても、和光市における割合は県平均を上回っています。【※図表36】

なお、課長相当職以上に占める女性の割合については、埼玉県は全国の市町村の平均18.4%を下回り、15.5%です。【※図表37】

【図表34】

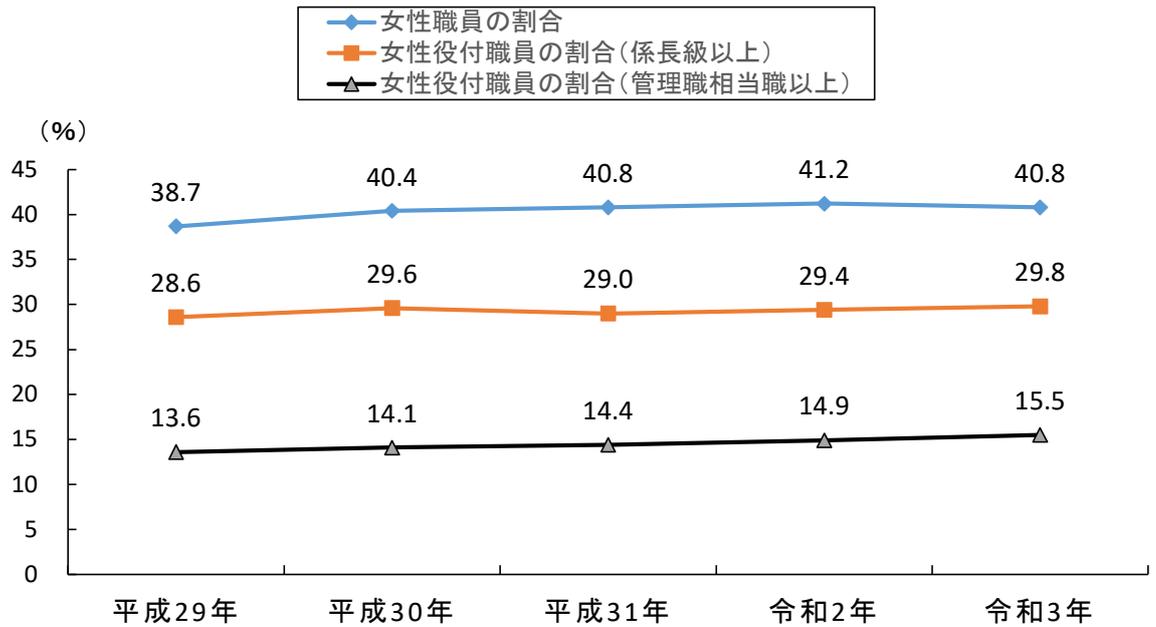


【図表35】



【図表 36】

埼玉県内の市町村における女性の職員・役付職員の割合



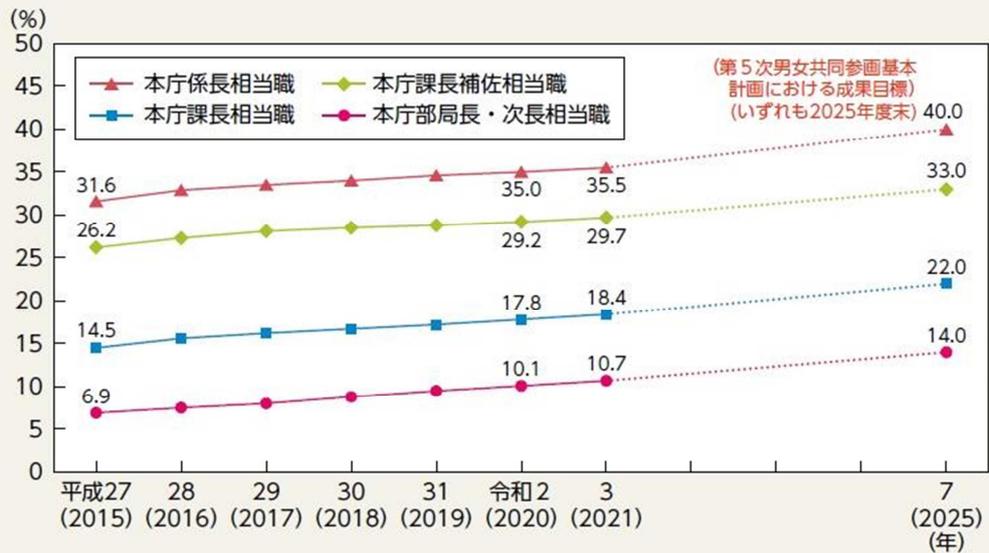
各年4月1日

資料: 男女共同参画に関する年次報告(埼玉県男女共同参画課)

【図表 37】

1-13図 市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

○市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合は、令和3(2021)年4月1日現在で、本庁係長相当職35.5%、本庁課長補佐相当職29.7%、本庁課長相当職18.4%、本庁部局長・次長相当職10.7%。



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 原則として各年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

資料: 内閣府男女共同参画白書

イ 市職員における子育て等休暇制度の利用状況

現在、和光市役所では「子の看護等休暇」、「男性の育児参加休暇」、「育児時間休暇」、「育児休業」、「部分休業」の5つの子育て休暇制度と「介護休暇」制度を設けています。令和3年度の男性育児参加休暇は前年より10人増え13人が取得しています。【※図表38】

令和2年度における和光市の男性の育児休業の取得状況は前年度と比較して2.3%減少しています。国家公務員は年々数値を伸ばしています。【※図表39】

【図表38】

市職員における子育て等休暇制度の利用状況

単位：人

休暇・休業の種類	注1) 子の看護等休暇		注2) 男性育児参加休暇		注3) 育児時間休暇		注4) 育児休業		注5) 部分休業		注6) 介護休暇		介護を理由に 退職した数	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
平成29年度	16	9	-	0	6	0	24	2	19	1	0	0	0	0
平成30年度	48	34	-	5	7	0	32	2	20	0	1	0	0	0
令和元年度	34	35	-	5	6	0	31	3	14	0	0	0	0	0
令和2年度	38	30	-	3	2	0	32	2	21	0	0	0	0	0
令和3年度	60	54	-	13	4	0	31	8	26	1	0	0	0	0

資料：職員課

※注1 子の看護等のための休暇

中学校就学前の子が、負傷又は疾病にかかった際の看護、機能回復訓練（リハビリ）の介助又は健康診断や予防接種等の受診に伴う付き添いのために勤務しないことが相当であると認められる場合に、1年に7日の範囲で休暇をとることができます。

※注2 男性の育児参加休暇

職員の妻の産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）、産後8週間の期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を職員が養育する場合に、当該期間内において5日の範囲で休暇をとることができます。

※注3 育児時間休暇

生後1年に達しない子を育てる場合、1日2回それぞれ30分間の休暇をとることができます。ただし、部分休業と異なり、有給休暇となります。

※注4 育児休業

子どもが3歳に達する日までの希望する期間を休業することができます。保育所等に入れない場合には延長することができます。なお、育児休業の期間は無給です。

※注5 部分休業

子どもが小学校就学の始期に達する日までの期間で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、職員の託児の様態、通勤の状況等から必要とされる時間について30分単位で休暇をとることができます。なお、給与については、部分休業1時間につき勤務時間1時間当たりの給与を減額して支給されます。

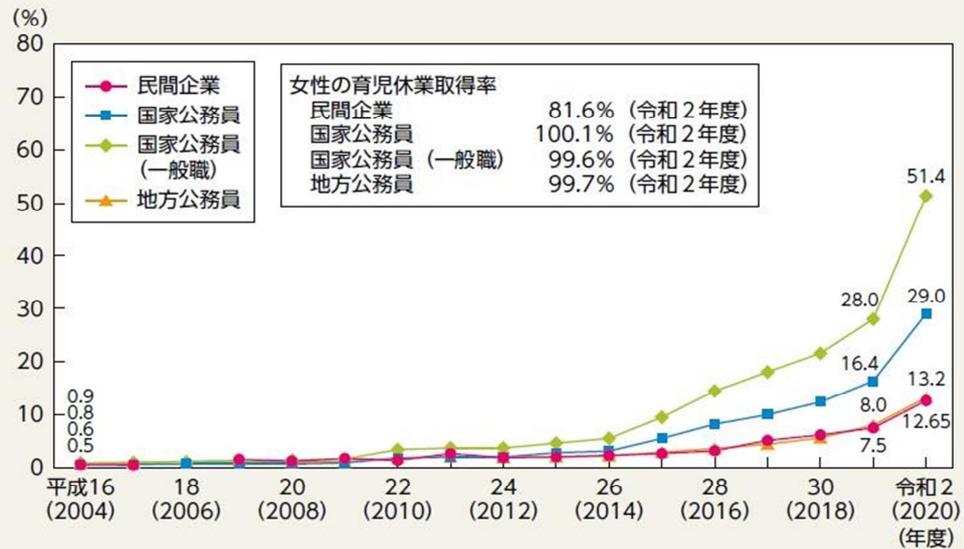
※注6 介護休暇

負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、介護を要する一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間、1日又は1時間の単位で休暇をとることができます。1時間単位の場合は、連続した4時間の範囲内です。

【図表39】

2-19図 男性の育児休業取得率の推移

○近年、男性の育児休業取得率は上昇しており、令和2（2020）年度では、民間企業が12.65%、国家公務員が29.0%（一般職51.4%）、地方公務員が13.2%。

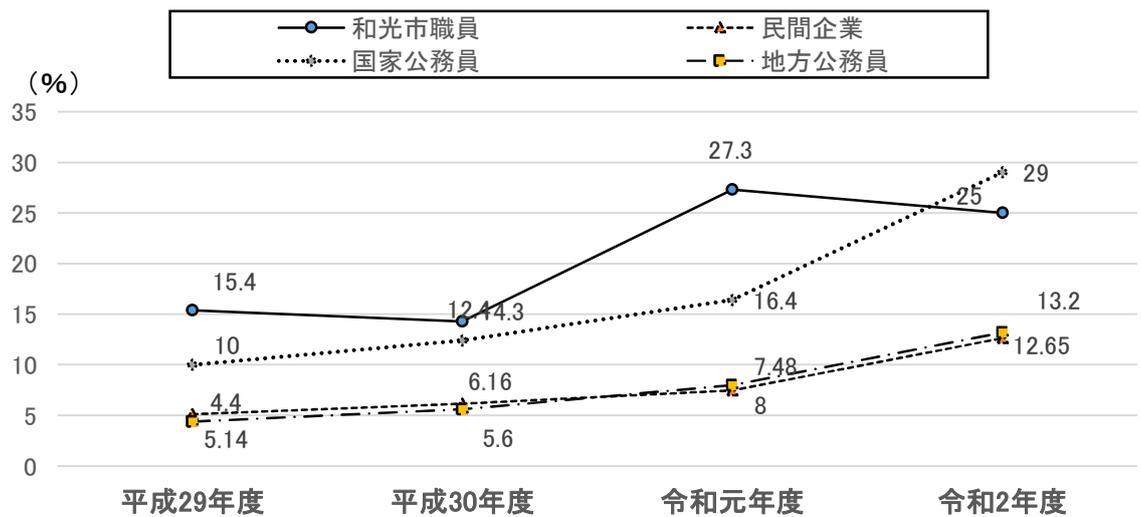


民間企業	81.6% (令和2年度)
国家公務員	100.1% (令和2年度)
国家公務員 (一般職)	99.6% (令和2年度)
地方公務員	99.7% (令和2年度)

- (備考) 1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から24（2012）年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。なお、調査対象は「国家公務員の育児休業等に関する法律」が適用される一般職の国家公務員で行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
5. 国家公務員及び地方公務員の育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
- ※ 第5次男女共同参画基本計画において、民間企業、国家公務員及び地方公務員の男性の育児休業取得率を2025年までに30%とすることを、成果目標として設定。

資料：内閣府男女共同参画白書

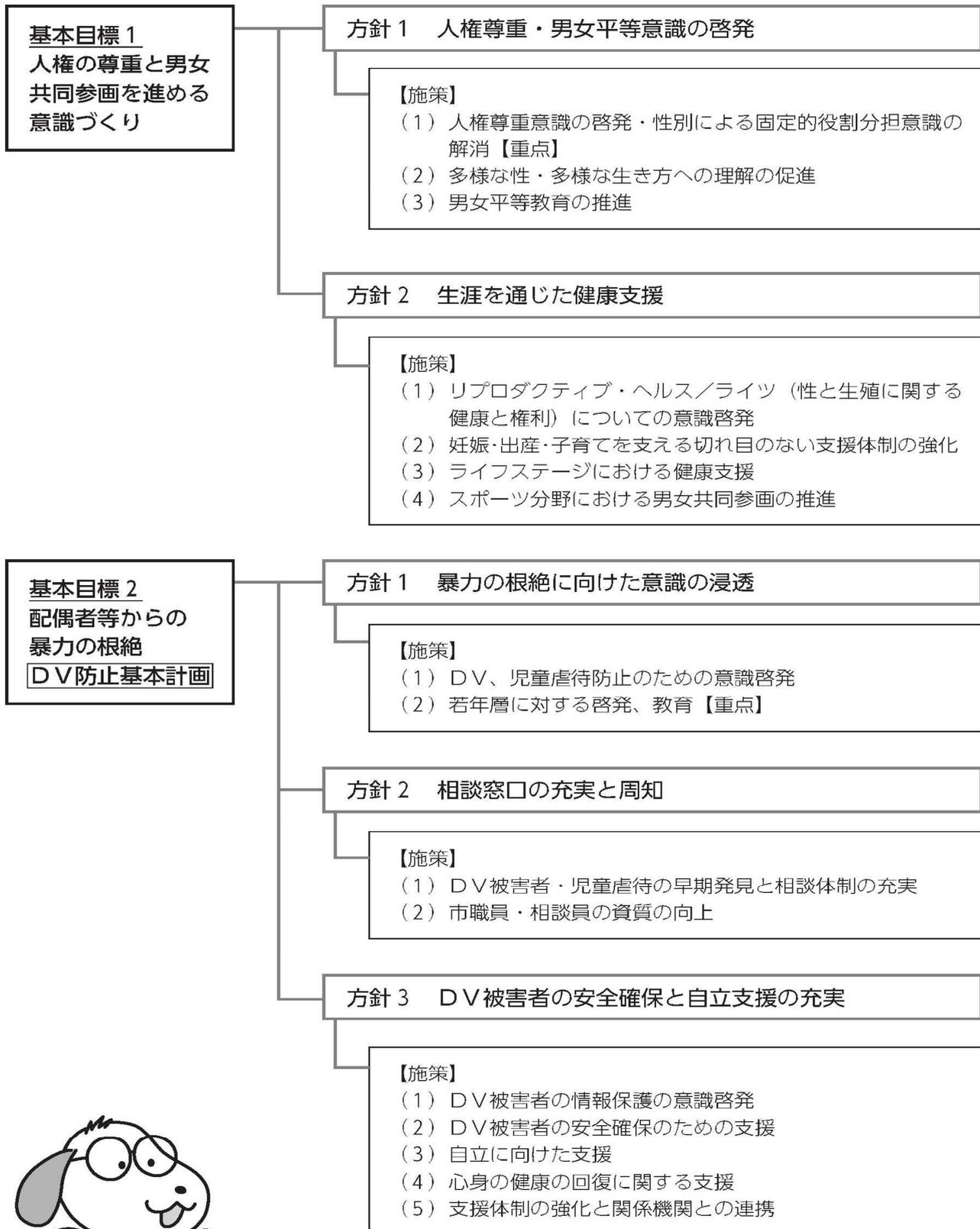
男性の育児休業取得率の推移

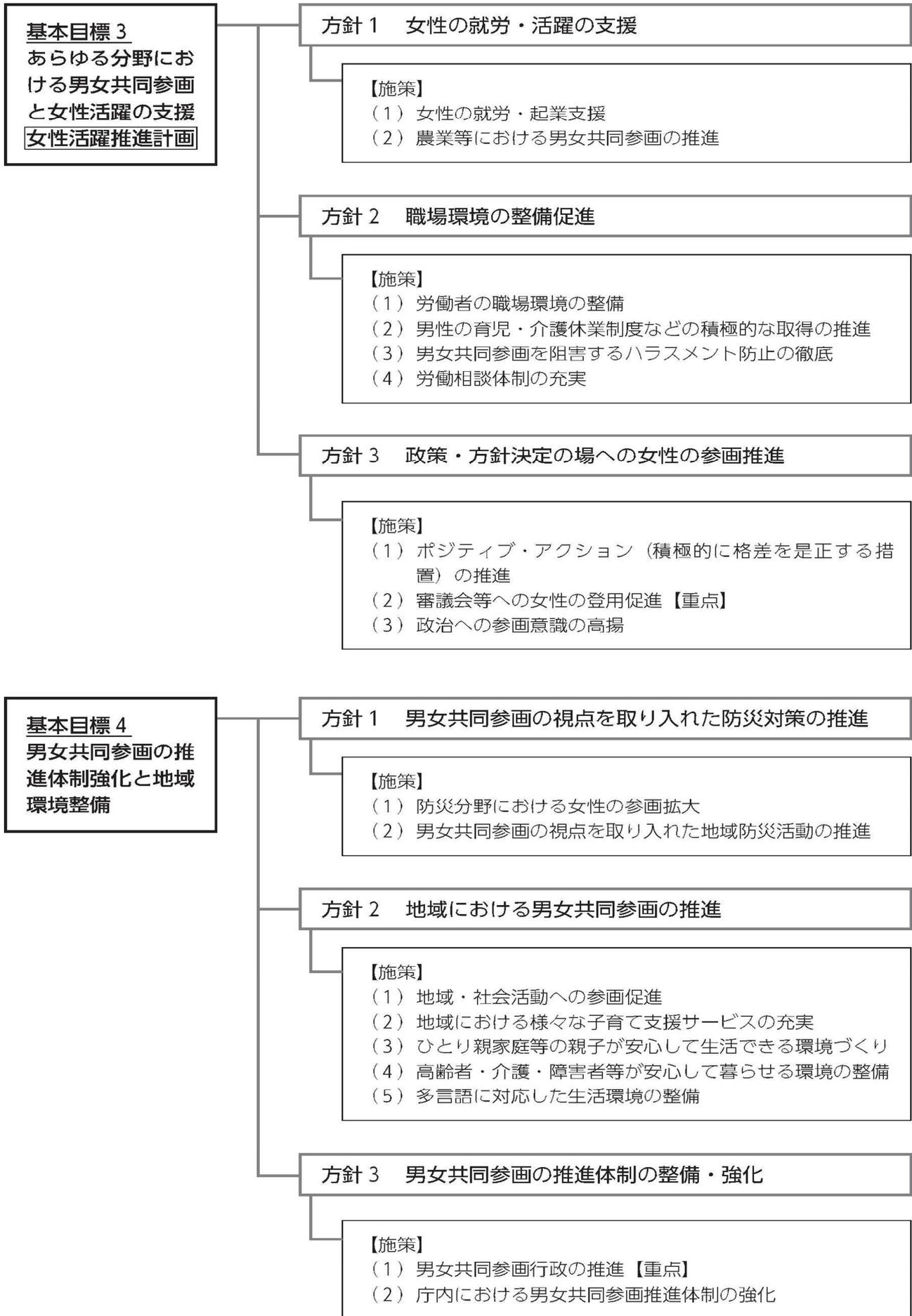


資料：職員課
内閣府男女共同参画白書

2 第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況

(1) プラン施策体系





(2) 指標の進捗状況

第4次和光市行動計画男女共同わこうプランに掲げる基本目標を達成するため、方針ごとに設定した指標について、次のとおり進捗状況を報告します。

体系	No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目標値 (令和12年度)	担当課
基本目標1	方針1	1 「『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等である」とする市民の割合	16.3%							30.0%	市民意識調査
		2 性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生60.6% 小学生40.6%							それぞれ 80.0%	市民意識調査
	方針2	3 「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を知っている割合	4.3%							20.0%	市民意識調査
基本目標2	方針1	4 配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的97.8% 精神的91.1% 経済的77.6% 性的91.5%							すべて100%	市民意識調査
	方針2	5 子ども家庭総合支援拠点の整備数	0か所	1か所	1か所					1か所	地域包括ケア課
基本目標3	方針1	6 多様な働き方実践企業認定数	21件	22件	24件					70件	総務人権課
	方針2	7 市男性職員における育児休業取得率の割合	27.3%	25.0%	38.1%					40.0%	職員課
	方針3	8 市の審議会等における女性比率	37.0%	34.9%	31.9%					50.0%	総務人権課
基本目標4	方針1	9 和光市BOSAIまちづくり伝道師認定者数	38人	38人	38人					100人	危機管理室
	方針2	10 家庭生活において、地域行事を「共同して分担」している市民の割合	26.8%							50.0%	市民意識調査
	方針3	11 和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	36.1%							70.0%	市民意識調査

(3) 事業の実施状況評価

第4次和光市行動計画男女共同参画こうプランでは4つの基本目標をもとに11の方針を掲げています。この方針に基づき、64の事業を実施しています。複数の課にまたがっている事業があるため、延べ事業数は、106事業となっています。

これらの事業の令和3年度の実施状況について、担当課による自己評価を行っています。評価は、実施状況評価及び男女共同参画に対する配慮度評価から行っています。

評価結果は、次のとおりです。

【ア 実施状況評価】

- A:事業を実施し、大きな成果が得られた
- B:事業を実施し、一定の成果が得られた
- C:事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
- D:事業を実施しなかった
- E:その他

【イ 配慮度評価】

- 1:固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
- 2:事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
- 3:事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
- 4:事業実施にあたり、男女双方(働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など)にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
- 5:事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
- 6:プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
- 7:男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

◆評価結果◆

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり(延べ31事業)

ア 実施状況評価

	A	B	C	D	E	計
事業数	10 (-)	18 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	31 (-)
総事業数に占める割合	32.3% (-)	58.1% (-)	3.2% (-)	3.2% (-)	3.2% (-)	100.0% (-)

イ 配慮度評価

	1	2	3	4	5	6	7
事業数	30 (-)	15 (-)	18 (-)	21 (-)	26 (-)	29 (-)	23 (-)
総事業数に占める割合	96.8% (-)	48.4% (-)	58.1% (-)	67.7% (-)	83.9% (-)	93.5% (-)	74.2% (-)

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶（延べ28事業）

ア 実施状況評価

	A	B	C	D	E	計
事業数	11 (-)	16 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	28 (-)
総事業数に占める割合	39.3% (-)	57.1% (-)	3.6% (-)	0.0% (-)	0.0% (-)	100.0% (-)

イ 配慮度評価

	1	2	3	4	5	6	7
事業数	11 (-)	25 (-)	10 (-)	19 (-)	20 (-)	23 (-)	28 (-)
総事業数に占める割合	39.3% (-)	89.3% (-)	35.7% (-)	67.9% (-)	71.4% (-)	82.1% (-)	100.0% (-)

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援（延べ26事業）

ア 実施状況評価

	A	B	C	D	E	計
事業数	1 (-)	17 (-)	2 (-)	6 (-)	0 (-)	26 (-)
総事業数に占める割合	3.8% (-)	65.4% (-)	7.7% (-)	23.1% (-)	0.0% (-)	100.0% (-)

イ 配慮度評価

	1	2	3	4	5	6	7
事業数	18 (-)	10 (-)	7 (-)	15 (-)	16 (-)	18 (-)	12 (-)
総事業数に占める割合	69.2% (-)	38.5% (-)	26.9% (-)	57.7% (-)	61.5% (-)	69.2% (-)	46.2% (-)

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備（延べ21事業）

ア 実施状況評価

	A	B	C	D	E	計
事業数	3 (-)	17 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	21 (-)
総事業数に占める割合	14.3% (-)	81.0% (-)	4.8% (-)	0.0% (-)	0.0% (-)	100.0% (-)

イ 配慮度評価

	1	2	3	4	5	6	7
事業数	20 (-)	12 (-)	18 (-)	18 (-)	19 (-)	18 (-)	15 (-)
総事業数に占める割合	95.2% (-)	57.1% (-)	85.7% (-)	85.7% (-)	90.5% (-)	85.7% (-)	71.4% (-)

※ () 内は前年度数値。ただし、令和3年度についてはプラン計画期間の初年度のため、「(-)」と表示。

体系別事業の実施状況（令和3年度）